

環境保全型農業直接支援対策実施要綱

平成23年4月1日22生産第10953号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業の持続的発展と多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要がある。

このため、環境保全型農業に取り組む農業者に対する支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施する。

第2 対策の内容

本対策の内容は、次の1から3までのとおりとする。

1 環境保全型農業直接支払交付金

別紙1に基づき、地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、交付金を交付する。

2 先進的営農活動支援交付金

別紙2に基づき、先進的な営農活動に取り組む組織（以下「活動組織」という。）に対して地域協議会（廃止前の農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）第5により設置された地域協議会をいう。以下同じ。）が交付金を交付するために必要な経費について、地域協議会に対し、交付金を交付する。

3 環境保全型農業直接支払等推進交付金

別紙3に基づき、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、都道府県及び地域協議会に対し交付金を交付する。

第3 実施期間

本対策の実施期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とする（ただし、先進的営農活動支援交付金については、平成23年度限りとする。）。

第4 対策推進の基本的考え方

- (1) 環境保全に効果の高い営農活動の推進は、地球環境のみならず、地域環境の保全・向上に資する取組であることから、その推進に当たり対策の効果が十分に発揮されるよう、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担の下、密接な連携を図りつつ一体となって本対策を推進するものとする。
- (2) 本対策については、持続的な農業生産を支える取組の一環として実施することから、国、地方公共団体、関係団体等は、生産性との調和等に留意しつ

つ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上が図られるよう取組を推進するものとする。

第5 助成措置

国は、予算の範囲内において、農業者、都道府県及び地域協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第6 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、旧要綱は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成22年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。

(別紙 1)

環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

第 1 事業の実施

1 対象農業者

農業者（法人を含む）又は集落営農（以下「農業者等」という。）であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

2 対象農地

環境保全型農業直接支払交付金の交付の算定の対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内に存する農地
- (2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。以下同じ。）内に存する農地

3 対象活動

環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、農業者等が行う地球温暖化防止、生物多様性保全等に資する以下に掲げる取組であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップを組み合わせた取組
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組
- (3) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組
- (4) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- (5) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組
- (6) その他都道府県知事が特に必要と認める取組

4 交付単価

- (1) 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する環境保全型農業直接支払交付金に関し、3の(1)から(5)までに掲げる対象活動に係る国の交付金の10アール当たりの交付単価は、次に掲げる表中の①とする（ただし、3の(1)から(5)までの対象活動を複数組み合わせを行った場合であっても、国が交付する交付金の10アール当たりの交付単価は、4,000円とする）。また、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

なお、国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

対象活動	①国の環境保全型	②国の環境保全型
------	----------	----------

	農業直接支払交付金の10アール当たりの交付単価	農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロープを組み合わせた取組	4,000円	8,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組	4,000円	8,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組	4,000円	8,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組	4,000円	8,000円
有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組	4,000円	8,000円

(2) 3の(6)の対象活動に関する交付単価については、生産局長が別に定める手続により設定するものとする。

第2 交付申請・交付金の交付手続等

1 交付申請

環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ。）に対して交付申請を行うものとする。

2 実施状況の報告

申請者は、毎年度、第1の3に掲げる対象活動に関する実施状況について、

生産局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

3 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、第1の3に掲げる対象活動の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の対象活動の実施状況についての確認のうち、技術的な知見を必要とする確認を、生産局長が別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 市町村長は、都道府県知事の確認結果を踏まえ、実施状況の確認結果について、地方農政事務所長等（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。）に報告するものとする。
- (4) 国は、都道府県及び市町村による実施状況の確認を補完するため、必要に応じて確認を行うものとする。

4 交付金の交付

国は、毎年度、予算の範囲内において、対象活動に取り組む農業者等に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付することとする。

5 交付金の返還

国は、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けた農業者等が、当該交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、生産局長が別に定める基準により、当該交付金の返還を命ずることができるものとする。

(別紙2)

先進的営農活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の実施

1 事業実施主体

先進的営農活動支援交付金に係る事業の実施主体は、地域協議会とする。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域

先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる地域は、環境保全を重視した農業生産の推進等により地域環境の保全を図ることを内容とした生産局長が別に定める計画が策定されている地域とする。

(2) 対象農用地

先進的営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地は、対象地域内に存する農用地であって、対象活動組織が農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1第4の4に定める対象活動を実施する農用地区域内（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）の農用地とする。

3 実施方針等

地域協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(1) 実施方針

(2) 業務方法書

4 対象活動組織

先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる活動組織（以下「対象活動組織」という。）は、旧要綱別紙2第4の2の(1)及び(2)に基づく協定の締結及び規約の作成を行い、平成22年度までに営農活動支援交付金の交付を受けたことのある活動組織とし、平成23年度において、協定に基づき5の対象活動に取り組む活動組織とする。

5 対象活動

先進的営農活動支援交付金の対象となる活動は、協定に位置付けられた実施計画に基づき、支援の要件となる取組として生産局長が別に定めるものを実践する対象活動組織が行う活動であって、生産局長が別に定める農家がまとまりをもって先進的営農活動支援交付金の対象となる活動を実施する一団の農用地（以下「営農活動対象区域」という。）内で行う(1)又は(2)の先進的な取組（以下「先進的な取組」という。）とする。

(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資するものであって、生産局長が別に定める活動

6 交付額

(1) 対象活動組織への先進的営農活動支援交付金に係る国の交付額は次のア又はイに掲げる額のいずれか小さい額とする。

ア (2)に掲げる作物ごとの国の先進的営農活動支援交付金の交付単価に、それぞれ該当する営農活動対象区域内における先進的な取組の実施面積を乗じて得た額の合計額

イ 当該対象活動組織が平成22年度までに旧要綱別紙2第4の4の(2)の先進的営農支援に係る営農活動支援交付金について採択の決定を受けた年度当たりの額のうち国の交付金に相当する額

(2) 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する先進的営農活動支援交付金に係る国の交付金の交付単価は、次に掲げる表中の①(5の(1)の活動と(2)の活動の交付単価は同一とする。また、(1)の活動と(2)の活動を併せて行った場合の交付単価は、(1)の活動又は(2)の活動のみを行った場合の交付単価と同一とする。)とする。また、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

なお、国の先進的営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

作物区分	①国の先進的営農活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	②国の先進的営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
水稻	3,000円	6,000円
麦・豆類	1,500円	3,000円
いも・根菜類	3,000円	6,000円
葉茎菜類	5,000円	10,000円
果菜類・果実的野菜	9,000円	18,000円
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円	40,000円
果樹・茶	6,000円	12,000円
花き	5,000円	10,000円
上記の区分に該当しない作物	1,500円	3,000円

7 事務の委託

対象活動組織は、先進的営農活動支援交付金に係る事務の一部を、原則として、当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

8 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、市町村長に報告するものとする。

9 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の営農活動に関する事項の実施状況についての確認のうち、技術的な知見を必要とする確認を、生産局長が別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 市町村長は、都道府県知事の確認結果を踏まえ、実施状況の確認結果について地域協議会長に報告するとともに、対象活動組織の代表者に通知するものとする。

10 先進的営農活動支援交付金の返還

先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織において、協定で定められた事項が遵守されていない場合には、地域協議会長は、生産局長が別に定める基準により、先進的営農活動支援交付金の返還の措置を講ずるものとする。

11 証拠書類の保管

- (1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、先進的営農活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を当該交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。
- (2) 先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

第2 助成措置

国は、平成23年度予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して先進的営農活動支援交付金を交付するために必要な経費につき、地域協議会に対して先進的営農活動支援交付金を交付するものとする。

第3 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 対象活動組織の代表者は、生産局長の定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。

- 2 地域協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況等を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地域協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、国の先進的営農活動支援交付金に係る資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙3)

環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の仕組み

国は、本対策の円滑な推進を図るための交付確認事務等の一部を地方公共団体等に担わせることとし、予算の範囲内において、当該地方公共団体等が第2に掲げる事業の実施に必要な経費について、環境保全型農業直接支払等推進交付金(以下「推進交付金」という。)を交付する。

第2 対象事業の内容

推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 都道府県推進事業

(1) 推進・指導

都道府県は、本対策の推進に向けて、農業者、活動組織、関係者等に対する説明会等の開催及び助言・指導を行うこととする。

(2) 技術的確認

都道府県は、毎年度、環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金の交付対象となる取組の実施状況等について、技術的な観点から確認を行うこととする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

2 市町村推進事業

(1) 推進・指導

市町村は、本対策の推進に向けて、農業者、活動組織、関係者等に対する説明会等の開催及び助言・指導を行うこととする。

(2) 確認事務

市町村は、毎年度、環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金の交付対象となる取組の実施状況等について確認に係る事務を行うものとする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

3 地域協議会推進事業

(1) 推進・指導

地域協議会は、対象活動組織の代表者等を対象に、平成23年度の先進的営農活動支援交付金の交付等に必要な事項について、説明会等の開催及び助言・指導を行うこととする。

(2) 交付事務

地域協議会は、対象活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象活動組織の代表者に先進的営農活動支援交付金の交付額等の通知及び当該交付金の交付に係る事務を行うものとする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

第3 事業実施の手続

1 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとする場合は、都道府県推

進事業実施計画を策定し、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとする場合は、市町村推進事業実施計画を策定し、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

3 地域協議会推進事業

地域協議会長は、地域協議会推進事業を実施しようとする場合は、地域協議会推進事業実施計画を策定し、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第4 事業実績の報告

1 都道府県知事は、毎年度、第3の1に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 市町村長は、毎年度、第3の2に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

3 地域協議会長は、第3の3に掲げる事業の実績を平成24年5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第5 市町村への交付

推進交付金の交付を受けた都道府県知事は、交付を受けた額のうち第3の2に掲げる事業に係る額を遅滞なく、市町村長に交付するものとする。